**安芸太田町森林作業路開設事業補助金について**

　安芸太田町では、森林作業路の開設に取り組む場合において、経費の

一部を予算の範囲内で補助します。

１．補助の内容

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 規格 | 補助対象経費 | 補助対象者 | 定額補助  単価 | 補助金限度額 |
| 幅員  2.0ｍ以上  2.5ｍ未満 | 森林作業路開設に要した経費 | 森林所有者又は森林所有者から同意を得た者若しくは町内事業者等 | 1,500円/ｍ | 1,500,000円 |
| 幅員  2.5ｍ以上  3.0ｍ未満 | 2,000円/ｍ | 2,000,000円 |
| 幅員  2.0ｍ以上  3.0ｍ未満 | 森林作業路修繕に要した経費 | 1,000円/ｍ | 100,000円 |

補助要件

　〇搬出間伐が計画されていること。

　〇国又は県の補助事業の採択対象ではないこと。

補助対象経費の積算

　〇機械レンタル代、燃料代等

　〇森林作業路開設に要した人件費（作業日誌等により事業に従事した日数が

確認され、**当該年度**の「広島県公共工事設計労務単価」を上限として算出し

た経費）

２．補助対象者

　〇森林所有者

　〇森林所有者から同意を得た町内に住所を有する者

　〇町内事業者等

３．受付場所

　・産業観光課

　　事前の申請が必須となります。

４．交付の決定

　・申請受付順による書類審査にて交付決定通知書を申請者にお送りします。

５．補助金の支払い

　・事業の完了後に提出していただく実績報告書等の審査により、補助金額を確定し、交付確定通知書をお送りし、申請者が指定される口座に補助金を振り込みます。

６．申請時に必要な書類

　・安芸太田町森林作業路開設事業補助金交付申請書（様式第１号）

　・路線位置図

　・路線図（５千分の１程度の地形図に森林作業路の線形及び間伐実施箇所を記入したもの）

　・交付申請者と森林所有者が異なる場合には、作業路設置、伐採に係る同意書

７．実績報告時に必要な書類

　・安芸太田町森林作業路開設事業実績報告書（様式第６号）

　・出来高平面図

　・出来高測量図（延長が確認できるもの）

　・施工写真（起点・中間・終点で作業前と作業後の内容が確認できるもの）

**【問い合わせ先】安芸太田町産業観光課　電話0826-28-1973**